

緊急事態宣言時における区の対応等について

1 緊急事態宣言時における国、東京都及び区の役割

政府対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）の規定に基づく緊急事態宣言を行った場合、区は東京都が示す方針を踏まえ、区施設・事業運営等の対応を決定しています。

【参考：緊急事態宣言時等における国、東京都及び港区の主な対応】

【政府】

▼主な対応

- ・ 緊急事態宣言を実施すべき都道府県及び期間を公示
- ・ 感染症の発生状況や対策における重要事項を示した「基本的対処方針」を公示



【東京都】

▼主な対応

基本的対処方針を踏まえ、東京都全域を対象に以下の要請（緊急事態措置）を実施

- ・ 東京都民に向けた感染防止対策の協力要請
（例：不要不急の外出自粛要請、人混みを避ける行動の徹底 等）
- ・ 東京都内の施設管理者やイベント主催者に向けた施設の使用停止・制限に係る協力要請
（例：酒類を提供する飲食店への休業要請、イベント主催者への人数上限に即した開催の要請）
- ・ テレワークの推奨等、その他必要な協力要請

（参考）

まん延防止等重点措置を実施する場合は、東京都内における実施区域を指定
（例：東京都23区、島しょ部を除く 等）



【港区】

▼主な対応

東京都の緊急事態措置を踏まえ、以下の取組を実施

- ・ 区民に対する必要な感染防止対策等の呼びかけ
（例：路上・公園等における集団飲酒等に対する巡回による自粛の協力要請 等）
- ・ 必要な感染防止対策を講じた上での区施設及び事業の運営
（例：区施設の休業・開館時間の短縮、イベント開催要件の厳格化 等）

2 緊急事態措置期間中における区施設及び事業の対応

(1) 区の対応の考え方

ア 区施設の運営

区は、東京都が特措法に基づき、施設の種別ごとに対して実施する協力要請を、区施設等に適用し、対応しています。

【参考：区施設運営に係る対応の当てはめ例】

区の対応	東京都の要請
▼スポーツセンターや健康増進センターの開館時間の短縮	・「運動施設」に対する営業時間短縮の協力要請
▼みなと科学館や郷土歴史館の臨時休館	・「博物館等」に対する休業の協力要請

イ 区施設における設備の利用

東京都が、特措法に基づき特定の業種に対する休業の協力要請を行った場合に、これに準ずる設備について区施設における利用を制限することにより、感染防止対策に取り組んでいます。

一例として、マージャン店に対する休業の協力要請があった場合は、区施設におけるマージャンの利用を中止とします。

ウ 区の主催事業等の対応

東京都が、イベント事業者に対して、人数上限及び収容率等の制限に沿った開催や参加者の直行直帰を呼びかける等の必要な感染防止対策の協力要請を行う場合、これに準じた対応をとっています。

これらの取組は、区施設の貸室利用により事業を主催する方に対しても、実施するよう呼びかけています。

(2) 現在の対応（令和3年8月24日現在）

ア 実施期間

令和3年7月12日から9月12日まで

イ 区施設・事業の主な対応

区の対応	東京都の要請
▼都外に設置する保養施設の臨時休館	・東京都民に対する都県境をまたぐ移動の自粛の協力要請
▼区施設（運動施設や文教施設等）の開館時間は最大20時までとする。	・施設管理者に対する営業時間の短縮（20時まで）の協力要請
▼区が区施設等において主催する事業は、定員50%を上限とする。	・イベント主催者に対する収容定員を半分までとする協力要請
▼区施設におけるカラオケ利用の中止	・カラオケ設備を提供する遊興施設に対する休業の協力要請

3 区施設等における陽性者発生時の対応

(1) 公表の基本的な考え方

区は、区施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合、感染拡大を防止するための区民への注意喚起を図るとともに、区民の不安を払拭し正確な情報を届けるため、利用者や職員、委託事業者等をはじめとする関係事業者に係るすべての事案を、個人情報保護と人権尊重に十分配慮した上で公表しています。

ただし、一定期間、施設を利用（出勤）していない等の事情により、施設における感染拡大の可能性が無いと判断されるケースは、公表の対象外としています。

(2) 施設利用者への個別周知

上記（1）の場合、区は、学校や保育所、学童クラブ等、特定の方が利用する施設利用者全員に対しては、個別にメール等により以下の情報を丁寧に周知しています。

- 当該陽性者の施設最終利用（勤務）日及び陽性確認日
- 積極的疫学調査の結果（濃厚接触者の有無、範囲を拡大したPCR検査の実施状況）
- 施設内における感染拡大防止の取組（消毒の実施状況等）
- 施設の開館状況（臨時休館、通常開館、代替事業の案内等）

また、今般の感染者数の増加や変異株の流行等に起因し、区施設等で陽性者が発生した場合に、利用者等の健康を守るとともに施設利用における安全・安心を確保するため、濃厚接触者以外にも範囲を拡大してPCR検査を実施するケースがあります。

こうした場合は、上記に加えて検査実施状況や検査結果、確認できた感染ルートについて、逐次連絡しています。

(3) プレスリリースによる幅広い周知

区施設等における感染情報を広く区民に周知することは、一人ひとりの感染予防対策の徹底に向けた注意喚起につながります。

そのため、上記（1）の場合、あわせてプレスリリースの実施による幅広い周知に努めています。

なお、特定の方が利用する施設については、感染者の特定を防ぐ観点から施設名については公表をしていません。

ただし、区役所本庁舎等の不特定の方が利用する施設での発生については、すべての利用者に確実に事実を伝えることは困難であるため、施設名を示した上で、上記（2）の内容を公表しています。

(4) 区施設等における陽性者発生状況（令和3年8月24日現在）

施設		報告件数 (件)	感染者数(人)			
			利用者	職員	関係事業者等	計
保育園	区立認可保育園、私立認可保育園、 小規模保育事業所、港区保育室、認証保育所	<u>108</u>	54	87	3	144
幼稚園	区立幼稚園	<u>6</u>	4	2	0	6
小学校	区立小学校	<u>36</u>	43	7	0	50
中学校	区立中学校	<u>10</u>	9	0	1	10
福祉施設	子育て支援施設、子育て関連施設、 高齢者施設、障害者施設	<u>55</u>	28	37	1	66
その他	区役所本庁舎、みなとリサイクル清掃事務所、 清掃関連施設、区民センター	<u>16</u>	0	8	9	17
計		<u>231</u>	138	141	14	293

港区内感染者数（みなと保健所発生届受理数）と緊急事態措置等の期間

令和3年9月2日 資料No.3-2
エレベーター等安全対策・
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

新型コロナウイルス感染症対策担当
※令和3年8月22日現在

□発生届受理数(総計)

